

令和4年第9回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和4年9月30日	自	13時30分
		至	13時55分
場所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室		
出席 状況	出席委員		
	委員 1 番	清 水	俊 一
	委員 2 番	岩 倉	隆 子
	委員 3 番	畠 山	恵美子
	委員 4 番	岩 倉	賢 一
	委員 5 番	松 本	敏 春
	委員 6 番	佐 藤	慶 太
	委員 7 番	堀 口	英 男
	委員 8 番	南	和 孝
	欠席委員		
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 齋 藤 誠 士 ・主 山 田 和 樹 		
議事 日程	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 土地現況証明願いについて 報告第1号 農業用施設届出書の提出報告について		
備考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 3 番 畠 山 恵美子 4 番 岩 倉 賢 一		

議 事 録

会長挨拶の後、令和4年第9回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和 孝

次に日程第4の内、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明。

○農地等賃貸借合意解約契約書

土地の所在・地番

壮警町字●●●●	公簿	●	現況	●	●●●●	m ²
●●●●		●		●	●●●●	m ²
	合		計		●●●●	m ²

貸人の住所・氏名

●●町●●-●● ●● ●●

借人の住所・氏名

●●町●●-●● ●● ●●

契約内容等

基盤強化促進法 令和●年●●月（使用貸借）整理番号●●●号
公告日等

令和●年●●月●●日

設定・契約期間

始期 令和●年●●月●●日 終期 令和●年●●月●●日

合意解約日 令和●年●●月●●日

土地引渡日 令和●年●●月●●日

なお、この2筆につきましては、6月29日に委員7人で現地を確認をして頂いておりますので申し添えます。説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは農地法第18条第6項の規定による通知についてご意見、ご質問を伺います。

議長 南 和孝

ご意見ご質問ございますか。

「ありません」という声あり

議長 南 和孝

特に発言がなければ、農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「ありません」という声多数

議長 南 和孝

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 南 和孝

日程第4の内、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の表示

所在	壮瞥町字●●●●	公簿	●	現況	●	●●●●m ²
	壮瞥町字●●●●		●		●	●●●●m ²
	壮瞥町字●●●●		●		●	●●●●m ²
	壮瞥町字●●●●		●		●	●●●●m ²
		田		計		●●●●m ²
		畑		計		●●●●m ²
		合		計		●●●●m ²
区分	民地					
譲渡人	●●町●●-●●					●● ●●
世帯員男女	男●名 女●名 計●名					
農従専男女	男●名 女●名 計●名					
経営状況	自作地 田 ●●●●m ² 畑 ●●●●m ² 計 ●●●●m ²					
	賃借地 田 ●●●●m ² 畑 ●●●●m ² 計 ●●●●m ²					
譲受人	●●町●●-●●					●● ●●
世帯員男女	男●名 女●名 計●名					

農従専男女 男●名 女●名 計●名

家畜牛馬 ●●

経営状況 自作地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 採草地 ●●●m²

計 ●●●m²

賃借地 田 ●●●m² 畑 ●●●m² 計 ●●●m²

契約の内容 売買 ●●●●円 (反●●●●円)

申請の理由 譲渡人 相続により農地を取得したが、譲渡人は●●
に居住しており耕作できないため。

譲受人 経営規模拡大のため。

事務局長

提出されました農地法第3条第1項の規定による許可申請書について説明します。

今回購入する地番、面積、地目は議案のとおりでございます。価格は●●●●●円で反当たり●●●●●円。全て自己資金で購入するそうです。

作付けする作物と面積につきましては、豆類●●●●●m²、牧草●●●●●m²の合計●●●●●m²です。

この場所につきましては、後ろに図面をつけてありますが、●●●から、●●●の方に延びている町道、●●●線という道路ですが、その道路沿いにありまして、現在所有者の●●●は相続で農地を取得しておりますが、先ほど説明したとおり、●●●にお住まいで耕作できないということで、隣の●●●に売却することになりました。

なお、●●●は機械を購入する予定はございません。

また、常時就労する労働力も議案に書いてあるとおり、●●●人で、共に農業の作業の経験がございます。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、ご意見ご質問を伺います。ご意見ご質問ございますか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南

和 孝

特に発言がなければ、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声多数

議長 南 和 孝

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議長 南 和 孝

続きまして日程第4の内、議案第3号、土地現況証明願いについてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第3号、土地現況証明願いについて説明。

1 所在地番 壮瞥町字●●●● 公簿地目 ● ●●●●m²
計 ●●●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更

2 所在地番 壮瞥町字●●●● 公簿地目 ● ●●●●m²
字●●●● ●●●●●m²
計 ●●●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更

事務局長

番号1につきましては、この土地は農振農用地区域となっております。胆振総合振興局農務課に確認をいたしましたところ、農業委員会が非農地と判断した後に、町側で農振農用地区域の除外手続きを行うことにより、農振農用地区域の除外は可能であるという回答をいただいております。

ただし、除外について道の同意が必要となります。

除外するための手順につきましては、現況証明願出書の提出、その後、現地調査後に非農地として願出書を許可する、農振農用地区域の除外申

請を行う、農振農用地区域の除外という手順になります。

願出人の希望につきましては、番号1については「●●」への変更、番号2については「●●」への変更となっております。なお、議案の後ろに図面等をつけてありますので、併せてご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら番号1については、令和4年9月12日に地区担当委員3名で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれども、そのことについてご意見ございますでしょうか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ないということなので、その形で現地調査に代えさせていただきます。それでは番号1、●●-●●について、代表して松本敏春委員よりご意見をいただきます。

5番 松本 委員

5番松本です。

この案件につきましては、9月12日に南会長、清水委員と私の3人で現地を確認しております。

申請者からは、●●に変更したいとの出願であります。

現地は山がせまっているため日当たりも悪く、また長い期間未耕作地だったことから、全面的に笹で覆われております。また、かん木も生え、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、●●に転用して、将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可したいと思います。

以上です。

議長 南 和 孝

ただいま松本敏春委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況については「●●」との意見がありました。他にご意見はございますでしょうか。

議長 南 和 孝

特に発言がないようなので、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 南 和 孝

次に番号2について審議するわけですが、これも同様に、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら番号2についても、令和4年6月29日に委員7人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それではご異議なしということなので番号2、●●-●●、●●-●●について、代表して地区委員であります佐藤慶太委員からご意見をいただきたいと思っております。

6番 佐藤 委員

6番佐藤です。

この件につきましては、6月29日に委員7人で現地を確認しております。

申請者からは、●●-●●と●●-●●の2筆共に●●に変更したいとの出願です。

現地は●●林道沿いにあり、以前は採草地として利用されていたようですが、最近是利用されていない状況で、野草が繁茂しており、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、●●に転用して、将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 南 和 孝

ただいま佐藤慶太委員から現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は●●-●●、●●-●●は、共に「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

特に発言がないようなので、番号2は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 南 和 孝

続きまして、日程第4の内、報告第1号、農業用施設建設の届出についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

報告第1号、農業用施設届出書の提出報告について説明。

事務局長

本件につきまして、昨年秋に当該地番●●-●●にプレハブ形状の倉庫とトイレ、並びにコンテナ形状の冷蔵庫が各1棟ずつ設置されているのを事務局で確認をいたしました。農地所有者の●●に農業用施設建設の届出がなされていないという事の連絡を事務局の方からしておりました。

その後、今年●月●日に●●の●●が来庁されましたので、その際、私の方から再度、農業用施設建設の届出がされていない工作物が農地内にあるので、至急、農業用施設の届出をするよう口頭で指導をいたしま

した。それを受けて、今回提出ということになっております。

なお、コピーをつけてありますが、●●からは届出が遅れた理由を記載した書類も提出されております。

建設する工作物の面積は倉庫●●●●m²、トイレ●●●●m²、冷蔵庫●●●●m²の3棟合計●●●●m²になります。

この土地は農業振興地域の白地に区分されますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条第2項の二で、「建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90m²以下であるもの」は許可は不要であると規定されていることから、農業委員会に届出書が提出されたものです。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が報告いたしましたこのことについて、特に質問がなければ報告済みといたします。何かご質問ございますか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

それでは特に質問がないようなので報告済とさせていただきます。

本日附議された案件は、全部終了いたしました。

なお 引き続き協議を行います。